

厚生年金基金制度 第7回専門委員会の結果（速報）

本日（平成25年2月1日）13時から、第7回専門委員会※が開催され、厚生労働省は、これまでの議論を踏まえた意見書案を提示しました。

当専門委員会の詳細につきましては、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ui0d.html>

意見書案では、代行制度を廃止するという方向性は妥当であるという意見でほぼ一致したと整理しました。一方で、代行制度を一律に廃止せずに存続させてもよいのではないかという意見もあったことを付記したものの、一部存続を認める場合でも、代行部分に対して概ね1.5倍を超える程度の積立水準、非継続基準を満たしていること等の基準が必要であるとしました。

本日の議論では、委員から一部修文を求める意見等が出されましたが、全体としては各委員からの了承が得られたとして、修文については神野直彦委員長（東京大学名誉教授）に一任され、専門委員会は本日をもって終了となりました。

厚生労働省の香取照幸年金局長は「田村憲久厚生労働大臣も大変関心を持っている。毎回、田村大臣には報告を行っているが、本日の意見書案について早速報告を行いたい。速やかに法案作成に着手し、今国会に法案を提出したい」と述べました。

※厚生年金基金制度に関する専門委員会

＜厚生労働省が提示した意見書案（概要）について＞

【総論】

- ・①特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応、②企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進、③代行制度の見直し、という3つの論点は、独立したものではなく、相互に関連するものとして考えるべき。

【論点1：特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応】

＜現行特例＞

- ・現行特例の見直し（事業所間の連帯債務の見直し、利息の固定化）については、やむを得ない。

＜新特例＞

- ・新特例のうち、B案（納付額の特例（負担上限額の設定））は講ずべきでない。
- ・仮に特例措置の拡大を行うとした場合でも、A案（分割納付期間の延長）に留めるべき。

＜その他＞

・代行割れの不足分への税財源の投入はあり得ない。いわゆる「あるだけ解散」のようなモラルハザードについても絶対に避けるべき。

・特例解散制度は5年間の時限をもって終了させ、再び導入することのないようにすべき。

【論点2：企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進】

＜キャッシュバランスプラン（CB）の給付設計の弾力化＞

・運用実績に連動するCBの導入については、肯定・否定双方の意見があったが、選択肢を多様化するという基本方向は妥当。

・確定給付企業年金については、中小企業向けの簡易な制度設計・運営手続き等が可能となるような規制緩和も検討すべき。

＜集団運用型DC（仮称）＞

・集団運用型DC（仮称）の創設については、慎重な対応を要する、創設に反対であるとの意見が多数。

【論点3：代行制度の見直し】

＜代行制度の見直し＞

・代行制度を廃止するという方向性は妥当であるという意見でほぼ一致。

・一方で、一定の基準を満たす「健全な」基金については、代行制度を一律に廃止せずに存続させてもよいのではないか、という意見もあった。この場合、以下の基準を満たす必要がある。

－代行部分の資産に頼らなくても上乗せ給付が自律的に行える、すなわち、非継続基準を満たしていること

－資産運用等による代行割れリスクを極力低減できる積立水準、すなわち、代行部分に対して概ね1.5倍を超える程度の積立水準があること

－特例解散制度を二度と適用しないことは当然のこととして、厚生年金本体の被保険者等に財政リスクを負わせない仕組みを導入すること

＜最低責任準備金の計算方法の見直し（0.875見直し、期ずれ解消）＞

・妥当である。

＜解散要件＞

・妥当である。

【その他】

・これまでの厚生労働省の対応にも問題があったと指摘せざるを得ない。

・制度改正後、現場レベルでの運用において過去の轍を踏むことのないような対応を求めたい。

以上